

政策Ⅱ-1-(3)-③

1. 政策及び目標等

政策	公認会計士監査の充実・強化
達成すべき目標	厳正な会計監査の確保を図ること
目標設定の考え方及びその根拠	公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。
測定指標	監査関連制度の整備・運用状況

2. 17年度重点施策等

17年度重点施策	<ul style="list-style-type: none">① 監査基準等の整備② 公認会計士・監査審査会による日本公認会計士協会が実施する品質管理レビューのモニタリング及び金融庁による公認会計士等に対する適切な監督③ 新制度による公認会計士試験の実施に向けた準備等
参考指標	<ul style="list-style-type: none">① 監査基準等の整備状況② 公認会計士・監査審査会の開催状況（開催実績）、公認会計士・監査審査会による品質管理レビューのモニタリング実施状況（報告受理件数、審査件数、立入検査件数、勧告件数）、公認会計士等に対する懲戒処分状況等（処分）③ 公認会計士・監査審査会の開催状況（開催実績）、新制度による公認会計士試験の実施等に向けた準備状況、公認会計士試験システムの整備状況

3. 政策の内容

我が国の金融システムは、有効な価格メカニズムの下でリスクが適切に管理・配分される市場機能を中核としたものとなっていく必要があり、これを実現するためには、市場への信認が確固としたものとなる必要があります。

これに関連して、証券市場がその市場機能を有効に発揮するための基礎となるディスクロージャーの適正性を確保するためには、財務諸表等の信頼性を担保するための制度としての公認会計士監査を一層充実させ、厳正な監査を実施することが必要です。また、資本市場の国際的な一体化の進展等を背景として、企業のディスクロージャーに対する国際的な信頼を高め、ひいては我が国企業の国内外における円滑な資金調達等を図る観点からも、その国際的な信頼の向上を図り、公認会計士監査を充実・強化する必要があります。

このため、金融庁としては、公認会計士等に対して適切な監督を行うこと、公認会計士・監査審査会において、品質管理レビューのモニタリングの実施を行うこと、公

認会計士試験の実施及び新制度の実施に向けた準備を行っていくこととしています。

4. 現状分析及び外部要因

平成 16 年末以降、公認会計士監査を巡る非違事例がたびたび明らかとなったところであり、会計監査の信頼性確保に向けた早急な取組みが求められています。

公認会計士・監査審査会が審査する日本公認会計士協会による品質管理レビューについては、17 年度より対象範囲が拡大され、報告件数が増加しています。監査法人等に対する検査については、国際的な動向として、アメリカ、イギリス、カナダにおいて、それぞれの国の監査人監督機関により、いわゆる Big4 への検査が実施され、さらに、それらに続く中規模の監査法人に対する検査が実施されています。

公認会計士試験については、18 年 1 月より試験体系の簡素化や試験科目免除の拡大を含む新制度の下、実施されています。

5. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

① 監査基準等の整備

17 年 10 月 28 日、企業会計審議会において「監査基準及び中間監査基準の改訂に関する意見書並びに監査に関する品質管理基準の設定に係る意見書」が公表されました。その中では、国際的な動向を踏まえた監査基準等の改訂を行うとともに、監査法人の内部統制や品質管理の重要性に鑑み、「監査に関する品質管理基準」を新たに設定し、監査業務の各段階における品質管理のシステムを整備及び運用することが求められています。これらの改訂監査基準等は 19 年 3 月期決算に係る財務諸表の監査から実施されます。

② 品質管理レビューのモニタリング及び公認会計士等に対する適切な監督

ア. 4 大監査法人に対する審査及び検査等

公認会計士・監査審査会では、17 年 7 月から 18 年 6 月までに、日本公認会計士協会が実施した 17 年度の品質管理レビュー 140 件について審査を行っているところであり、12 監査事務所（4 大監査法人を含む。）に対して検査を実施しています。

この内、4 大監査法人（あずさ監査法人、監査法人トーマツ、新日本監査法人及び中央青山監査法人）については、昨今の会計監査をめぐる情勢、国際的な監査事務所に対する監督監視の動向を踏まえ、公益又は投資者保護のために、17 年 10 月に「4 大監査法人に対する早急な検査等の措置」を公表し、監査の品質管理の観点から、順次、日本公認会計士協会が行う品質管理レビューの審査及び検査を行いました。

18 年 6 月 30 日には、4 大監査法人の監査の品質管理に関する検査結果の概

要について取りまとめ、「4大監査法人の監査の品質管理について」として公表しました。また、検査の結果、4大監査法人において監査の品質管理のための組織的な業務運営が不十分と認められたこと等から、公認会計士・監査審査会は、金融庁長官に対して、業務改善の指示をするよう勧告しました。さらに、これまでの審査会の活動実績等を踏まえて、「平成18事務年度の審査基本計画及び検査基本計画」を公表しました。

イ. ローテーション・ルールの導入

金融庁では、17年10月に、監査人の独立性確保と監査法人における監査の品質管理の徹底を図る観点から、ローテーション・ルールについて見直しを図るための所要のルール整備を日本公認会計士協会に要請しました。具体的には、継続監査期間7年、インターバル2年となっているローテーション・ルールについて四大監査法人の主任会計士においては継続監査期間5年、インターバル5年へと見直しを図るための所要のルール整備を要請しました。これを受けて、18年2月16日、自主規制措置としてこのローテーション・ルールが導入され、このルールは18年4月1日から実施されています。

ウ. 公認会計士・監査法人の処分

また、金融庁では、虚偽のある財務書類について、故意又は過失により虚偽のないものとして監査意見を表明した公認会計士・監査法人に対して厳格な処分を行なうなど適切な監督に努めています。当事務年度においては、17年9月に公認会計士2名、18年3月に監査法人1法人、公認会計士7名、18年5月に監査法人1法人、公認会計士4名を、公認会計士法に基づき処分しました。

③ 新制度による公認会計士試験の実施に向けた準備等

金融庁は、18年1月1日の改正公認会計士法の一部施行（公認会計士試験制度の見直し等）に伴い以下の関連政府令の改正を行ないました。

- ・ 公認会計士法施行令
- ・ 公認会計士試験規則
- ・ 実務補習規則
- ・ 業務補助等に関する規則
- ・ 公認会計士等登録規則
- ・ 公認会計士事務にあたっての留意事項について（ガイドライン）

公認会計士・監査審査会は、18年1月に、公認会計士法施行令第1条の3に規定により、論文式による試験科目のうち会計学又は監査論の免除を受けることができる者を認定するための基準を策定しました。

また、免除申請情報を適正に管理する機能や可否判定機能等、新試験制度に対応した新公認会計士試験システムの開発を行い、18年1月に稼働させました。

なお、②及び③に関して、17年7月から18年6月までに、公認会計士・監査審査会を31回開催しています。

(2) 評価

公認会計士・監査審査会では、国際的な動向を踏まえた監査基準等の改訂や監査を実施する監査法人内部の品質管理に関わる新たな基準(「監査に関する品質管理基準」)の設定を行ったところであり、これらは、厳正な会計監査の確保に資するものであると考えています。

日本公認会計士協会が行う品質管理レビューの審査及び監査事務所に対する公認会計士・監査審査会の検査の実施は、我が国の監査の質の向上に資するものであると考えています。また、公認会計士・監査審査会が、4大監査法人の監査の品質管理に関する実態について取りまとめ、「4大監査法人の監査の品質管理について」として公表し、さらに、4大監査法人において、監査の品質管理のための組織的な業務運営が不十分であると認められたこと等から、公認会計士・監査審査会が、金融庁長官に対して、業務改善の指示をするよう勧告したことは、監査の質の向上、資本市場の信頼性の向上を図るものであると考えています。

金融庁の要請を踏まえ、日本公認会計士協会がローテーションに関する自主規制ルールを導入したことは、監査人の独立性の強化を通じた監査の質の向上に寄与するものと考えています。

公認会計士・監査審査会が、公認会計士試験に係る科目免除の基準を策定したことは、免除認定の透明性の向上に資するものであり、新公認会計士試験システムを開発し、一部を稼働させたことは試験の実施に係る事務の効率化に寄与するものであると考えています。

6. 今後の課題

金融庁においては、18年6月に成立した金融商品取引法において制度化された四半期開示制度における四半期財務諸表の監査証明に係る基準の整備を行う必要があります。

また、厳正な会計監査を通じ、会計監査に対する信頼性を確保していく観点から、問題事例には、引き続き厳正な処分を行うなど適切な監督に努めるとともに、監査法人制度等のあり方について総合的な検討を行う必要があると考えています。後者の点については、18年4月に金融審議会公認会計士制度部会を再開したところであり、今後更に検討を深めていくこととしています。

以上を踏まえて、19年度においては、公認会計士等の監督体制の強化等のための予算・機構定員要求を行う必要があります。

公認会計士・監査審査会においては、これまでの検査等で不十分と認められた確認(監査基準委員会報告書第19号)の遵守状況、会計上の見積り及び監査業務の審査態

勢について重点的に検証する必要があります。さらに、17年2月に協会に対して改善を要請した品質管理レビューに係る提言から1年余りが経過していることから、その改善状況を検証する必要があります。

また、公認会計士・監査審査会では、4大監査法人における監査の品質管理のための組織的な業務運営に係る改善状況についてフォローアップを行う必要があります。さらに、国際的な動向や昨今の会計監査を巡る状況を踏まえ、規模による特性等に留意しつつ、必要に応じた中規模監査法人への検査の実施を検討する必要があります。

以上を踏まえて、19年度においては、監査法人等に対する検査等の体制強化を図るため、予算・機構定員要求を行う必要があります。

公認会計士試験については、試験結果を分析し管理する機能等、新試験制度に対応した公認会計士試験システムをさらに開発する必要があります。

7. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

8. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

9. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、下記に掲げる資料を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 監査基準及び中間監査基準の改訂に関する意見書並びに監査に関する品質管理基準の設定に係る意見書（17年10月28日 企業会計審議会）
- ・ 適正なディスクロージャーと厳正な会計監査の確保に向けた対応策（17年10月25日 金融庁、公認会計士・監査審査会）
- ・ 4大監査法人の監査の品質管理に向けて（18年6月30日 公認会計士・監査審査会）
- ・ 平成18事務年度の審査基本計画及び検査基本計画（18年6月30日 公認会計士・監査審査会）
- ・ 監査法人に対する業務改善指示について（18年7月7日 金融庁） 等

10. 担当部局

総務企画局企業開示課、公認会計士・監査審査会